

公 示

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」
の廃止について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」
(令和6年8月30日付け公示第71号)は、「準特定地域の指定等について」(平成26年1月27日付け公示第17号)に係る準特定地域の解除に伴い廃止する。

令和6年10月1日

内閣府沖縄総合事務局長

三 浦 健 太 郎



公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の
判断結果について

平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運
送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基
づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり公示
する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和6年8月30日

沖縄総合事務局長

三 浦 健 太 郎



記

令和6年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	令和5年度末 車両数 (両)	増加可能車両 数 (両)
沖縄県	沖縄本島	2, 3 9 9	2, 9 6 1	▲ 5 6 2

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。）を除く。）の数である。

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

附 則

本公示は、令和6年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

1. 沖縄県

(1) 沖縄本島

① 一般タクシー

輸送需要量 $A = B \times C$	令和5年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
62,566,546	65,163,171	0.96

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
2,375	62,566,546	157,277,446	0.31	631,048	0.92

② その他ハイヤー

乖離率 $a = (b - c) \div b$	平成26年1月27日現在の 一般タクシー車両数 b	一般タクシーの 必要車両数 c
0.28	3,283	2,375

必要車両数 $d - (d \times a)$	平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数 d
24	34

※「直近5年間分の対前年度比率の平均値」、「実車率」、「実働率」及び「乖離率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。